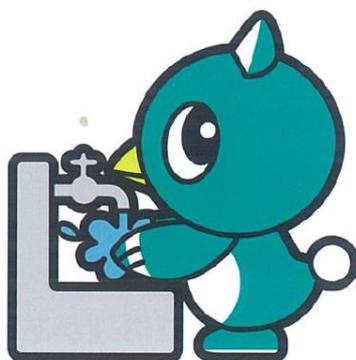


【令和7年度版】

八千代市高度処理型浄化槽設置
整備事業補助金申請の手引き



「やっち」

八千代市役所 経済環境部 環境政策課

〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

TEL 047-421-6765 (直通)

目 次

1	制度概要	1
2	補助金の申請手続きの流れ	4
3	交付申請時の提出書類と留意点	5
4	現地確認と交付決定	6
5	中間検査	7
6	実績報告時の提出書類と留意点	8
7	完了検査と確定通知	10
8	浄化槽の維持管理	11
9	記入例	12
	◇9-1 様式	12
	◇9-2 別紙	19
10	実績報告書に添付する浄化槽工事写真の撮影例	29

1 制度概要

【趣旨】

印旛沼や東京湾の汚れを防ぐためには、私たちが生活に利用した水をできる限りきれいにすることが必要です。

単独処理浄化槽やくみ取便所は、台所やお風呂などの排水を処理せず、そのまま川などの公共用水域に流してしまいましたが、合併処理浄化槽は家庭からの排水を全て処理することができます。

印旛沼流域ではアオコが発生することから、合併処理浄化槽の中でも、アオコの発生源となる窒素やリンの除去能力を持つ「高度処理型浄化槽」の設置が重要です。

八千代市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的として、単独処理浄化槽又はくみ取便所から高度処理型浄化槽に転換する人に補助金を交付しています。

【補助対象者】

- ①八千代市内（下水道事業計画区域以外及び当分の間、下水道の整備が見込まれない区域）で住宅に既に単独処理浄化槽又はくみ取便所が設置されており、それらを高度処理型浄化槽に転換する者。（家の建て替えをする場合は対象外）
- ②自己の居住の用に供する住宅に、処理対象人員10人槽以下の高度処理型浄化槽を設置するもので、次に掲げる要件を備えるもの。
 - （1）事前に葛南地域振興事務所に設置の届出をして審査を済ませること。
 - （2）住宅を借りている場合にあっては、貸主の承諾を得ていること。

※住宅とは・・・

人の居住の用途に供する建築物。店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、延べ面積の2分の1以上を居住の用途に供し、かつ、居住の用途に供しない部分の延べ面積の合計が50平方メートルを超えないもの。

【高度処理型浄化槽の種類】

①N20型

放流水の総窒素濃度の日間平均値が10～20mg/Lの機能を有するもの。

②N10型

放流水の総窒素濃度の日間平均値が10mg/L以下の機能を有するもの。

③P型

放流水の総リン濃度の日間平均値が1mg/L以下の機能を有するもの。

④NP型

放流水の総窒素濃度の日間平均値が20mg/L以下で、かつ、総リン濃度の日間平均値が1mg/L以下の機能を有するもの。

⑤BOD型

放流水のBOD除去率97%以上で、かつ、BODの日間平均値が5mg/L以下の機能を有するもの。

【補助金額】

①設置費（上限額）※ N…総窒素, P…総リン (単位：円)

型式 人槽	N20 型 (N20mg/L 以下) 又は P 型 (P1mg/L)	N10 型 (N10mg/L 以下)	NP 型 (N20mg/L かつ P1mg/L)	BOD 型 (BOD97%以上かつ 5mg/L 以下)
5	360,000	674,000	528,000	489,000
6~7	462,000	770,000	693,000	654,000
8~10	585,000	923,000	963,000	903,000

②転換費（上限額） (単位：円)

補助項目	既存の単独処理浄化槽からの転換	既存のくみ取便所からの転換
撤去費	180,000	100,000
配管費	300,000	300,000

・補助金額の計算式＝①設置費＋②転換費（②＝撤去費＋配管費）

例) 単独処理浄化槽から N10 型 (5 人槽) へ転換した場合 (上限額)

設置費：674,000 円＋撤去費：180,000 円＋配管費：300,000 円＝合計：1,154,000 円

【浄化槽の人槽算定について】

浄化槽の人槽算定については、建築物の延べ床面積から JIS A3302-2000「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」による算定で得られる浄化槽の処理対象人員のみで決定せず、使用予定人員等を考慮し算定を行ってください。

なお、使用予定人員が処理対象人員より少ないにも関わらず、面積要件どおりに浄化槽を設置する場合には理由書を提出してください。(※様式は任意です。)

2 補助金の申請手続きの流れ

①浄化槽の設置を事前に届出

葛南地域振興事務所へ提出。(補助金申請の11日前までに申請して下さい)

②八千代市環境政策課に申請(交付申請)

補助申請額が当該年度の予算に達した、もしくは受付期間終了により申請を締め切った際には、それ以降の申請は受付できませんのでご了承ください。

③現地確認

市職員が現地に行き、浄化槽設置工事前の状況等を確認します。

現地確認後、交付決定までに1週間～10日程度要する場合がありますので、余裕を持って申請をしてください。

④市から補助金の交付決定通知

市から申請者へ通知を送付します。交付決定があるまでは、工事に着手することができませんのでご注意ください。

⑤工事着工

⑥中間検査

浄化槽を据え付ける際に、市職員が立ち会って検査をします。

⑦工事完了

⑧実績報告書・請求書の提出

工事完了後1か月以内又は令和8年3月13日(金曜日)(必着)のいずれか早い日までに提出をしてください。提出期限は厳守でお願いいたします。

※令和7年度は、3月15日が日曜日(閉庁日)のため、実績報告書等の提出期限は、令和8年3月13日(金曜日)(必着)になります。

⑨完了検査

実際に排水が浄化槽へ流れているか、市職員が立ち会って検査をします。

検査は年度内に行えるようにしてください。

⑩補助金額額の確定通知

完了検査で問題がないと認められれば、市から申請者へ補助金額の確定通知を送付します。

⑪補助金の支払い

申請者の口座へ補助金のお支払をします。

確定通知から約3週間～1か月で補助金が振り込まれます。

3 交付申請時の提出書類と留意点

補助金の交付を受けるには、工事着工前までに下記書類の提出及び現地確認を終え、交付決定を受ける必要があります。なお、交付申請時点で浄化槽の設置場所に住民登録がない方は必ずお知らせください。

①交付申請書（第1号様式）

→「9 記入例」を参照すること。

②審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し

→葛南地域振興事務所の受領印があり、届出から11日以上経過しているか。

③工事見積書の写し（別紙1）

→見積書の日付は工事請負契約書以前の日付で、工事業者の印が押されているか。

④高度処理型浄化槽の構造図、敷地内の建物の配置図及び配管図

→構造図については「型式適合認定書別添仕様書及び図面」の写し。
配置図及び配管図の様式は任意。

⑤高度処理型浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票）

→登録証の写しについては、全国浄化槽推進市町村協議会の印が押されているか。
登録証の写しについては、申請までに有効期限が切れていないか。
管理票については、申請のものと同じの浄化槽が記載されているか。

⑥浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証

→千葉県浄化槽協会に登録し、証明印及び確認者印が押されているか。

⑦既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所の処分計画を示す書類（別紙2・3）

→「9 記入例」を参照すること。一部撤去の場合は理由も記載すること。

⑧高度処理型浄化槽の設置場所の案内図

→浄化槽の設置場所がわかるよう、地図を添付すること。

⑨その他市長が必要と認める書類（工事請負契約書の写し及び貸主の承諾書）

→工事請負契約書の写し（別紙4）は「9 記入例」を参照すること。
申請者が住宅を借りている場合、貸主の承諾書（※借主が申請すること）。

⑩浄化槽設備士の免状の写し

⑪住宅の所有者が共有名義の場合は申請者以外の人への委任状

→申請者に対して委任していることがわかれば形式は任意で可。

⑫PC板使用の場合は使用に係る委任状等

→自社のPC板以外を使用する場合、メーカーからの委任状を添付すること。
所定の強度・構造等を証明する書類等。

4 現地確認と交付決定

交付申請にて提出された書類に問題がなければ、受付を行います。

その後、現地確認を実施のうえ、交付決定の手続きに進みます。現地確認の日程が決まりましたら事前にご連絡をお願いいたします。提出いただいた書類に不備がなければ交付申請時にご希望の日程をお伝えいただいても構いません。

なお、交付決定通知前に工事を開始した場合には補助金を交付することができませんのでご注意ください。

【現地確認でのチェックポイント】

- ①浄化槽の工事が始まっていないか。
- ②単独処理浄化槽があるか。(単独転換時)
単独処理浄化槽の情報(製造業者・型式・人槽等)
- ③くみ取便所があるか。(くみ取転換時)

※現地確認時に単独処理浄化槽又はくみ取便所の設置状況と高度処理型浄化槽の設置予定場所を撮影させていただきますのでご了承ください。

【交付決定通知】

現地確認後、補助金の交付が決定した場合には交付決定通知書(第2号様式)を申請者宛てに郵送します。この交付決定通知書を受領してから工事に着工してください。

【変更承認申請】

交付決定通知書を受領後、補助金の申請内容を変更する場合や工事を中止・あるいは補助事業を廃止する場合には事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を提出してください。承認後、変更承認決定通知書を申請者宛てに郵送します。

なお、変更の届けが必要になるのは、補助事業に要する経費の配分の変更及び補助事業の内容の変更をする場合となります。要領第4条第1項及び第2項に定める軽微な修正を除いては、届けが必要となりますのでご注意ください。

ご不明な点は環境政策課までお問合せください。

【工期変更届】

補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに工期変更届出書を提出し、指示を受けてください。

※交付申請書に記載された「工事完了予定年月日」よりも工事の完了が遅れる場合には、工事完了予定年月日よりも前に工期変更届を提出する必要があります。

5 中間検査

工事着工後、基礎コンクリート養生から3日が経過又はP C板の設置が完了し、浄化槽本体の据え付け工事を行える段階になりましたら中間検査を実施します。
中間検査の日程が決まりましたら、事前にご連絡をお願いいたします。

【中間検査でのチェックポイント】

- ①工事着工
- ②浄化槽を入れる穴を掘る
- ③割栗石を敷き詰める
- ④碎石を敷き詰める
- ⑤ランマーなどで締め固める（転圧）
- ⑥捨てコンクリートを敷く
- ⑦基礎コンクリートの配筋を施す
- ⑧基礎コンクリートを流し込み、原則3日かけて固める
- ⑨擁壁コンクリートや支柱の設置（必要な場合）

※①～⑨については、中間検査までに終了している工事となりますので、撮影した写真を現地にて確認させていただきます。撮影に使用したカメラなどをご用意ください。

※P C板を設置する場合は、⑥～⑧の工程は不要です。

-
- ⑩浄化槽設備士免状の確認
 - ⑪基礎コンクリート又はP C板の水平確認（水平器にて確認）
 - ⑫設置場所や放流先は申請書類のとおりか確認
 - ⑬設置する浄化槽の表面に傷がないか外観検査
 - ⑭浄化槽を基礎コンクリート又はP C板の上に据え置く
 - ⑮浄化槽上部の水平確認（水平器にて確認）
 - ⑯メーカー・人槽・型式・認定番号等の確認
 - ⑰埋め戻しの土に石等の混入の恐れはないか確認

※⑩～⑰については、現地にて確認を行います。

※なお、⑩については、交付申請時に提出いただいた浄化槽設備士免状の写しに記載された本人であるかの確認をさせていただきます。

6 実績報告時の提出書類と留意点

実績報告書（下記書類を含む）は「補助事業の完了後1か月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。」と要綱で定められていますので、提出期限を厳守いただくようお願いいたします。

特に工事完了予定年月日が令和8年2月13日以降の場合はご注意ください。

※令和7年度は、3月15日が日曜日（閉庁日）のため、実績報告書等の提出期限は、令和8年3月13日（金曜日）（必着）になります。

※補助事業の完了後1か月以内の実績報告書が提出されないケースがかなり多く見受けられます。提出が遅れそうな場合には、必ず提出期限よりも前に環境政策課に連絡のうえ、指示を受けるようお願いいたします。

①実績報告書（第4号様式）

→「9 記入例」を参照すること。

②浄化槽法第7条第1項に規定する水質検査の費用を納付したことを証する書面

→千葉県浄化槽検査センターへの納付書の写し等が添付されているか。

③浄化槽の保守点検を委託により行う場合にあつては、保守点検を業とする者が保守点検、清掃、定期水質検査の実施手続等を代行することを約定した契約書の写し

→印紙が貼られ、消印が押されているか。

契約日・契約内容等、記載事項に漏れがなく、各々の印が押されているか。

保守点検業者の登録番号・清掃業者の許可番号が記入されているか。

④工事費請求書又は領収書の写し（別紙5）

→工事費請求書については、交付申請時の見積書と金額に差がないか。

領収書については、収入印紙の貼付及び消印がなされているか。

⑤施工状況の写真

→要綱第5条第2項に規定された写真を漏れなく撮影しているか。

⑥既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所の処分状況の写真

→要綱第5条第3項に規定された写真を漏れなく撮影しているか。

⑦転居又は転入を伴う場合にあつては、住民票の写し

→交付申請時点で浄化槽の設置場所に住民登録がない場合、実績報告書提出までに異動の手続きを完了しているか。

⑧既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所を撤去した場合にあつては、適正に処分したことの分かる産業廃棄物管理票の写し

→マニフェストのA票及びE票が添付されており、適正に処分されたことが読み取れるか。

⑨その他市長が必要と認める書類（施工結果報告書及び誓約書）

→浄化槽施工結果報告書（別紙6）については、「9 記入例」を参照すること。
また、チェックリスト（別紙6別表）が添付され、該当箇所の全てにチェックが入っているか。

誓約書（別紙7）については、「9 記入例」を参照すること。

また、誓約書には申請者の印（認印でも可）が押されているか。

※浄化槽の保守点検・清掃については、浄化槽管理者（浄化槽を設置している家庭の世帯主など浄化槽の所有者または使用者を指す）自ら行うことも可能ですが、個人で行うことは困難であるため、③に示した書類を提出してもらうことが一般的となっています。

もし、浄化槽管理者自ら行う場合には、保守点検及び清掃を行うことを誓約する書面及び定期水質検査（浄化槽法第11条検査）の受検を契約したことを証する書面を提出してください。

【請求書の提出】

交付確定通知後、支払いまでの事務手続きを円滑に進めるため、実績報告書と一緒に補助金交付請求書（第6号様式）の提出をお願いいたします。

なお、交付確定通知後、約3週間～1か月ほどで補助金交付請求書に記載していただいた口座に補助金が振り込まれますのでご確認ください。

※請求書の記入方法については、「9 記入例」を参照してください。

7 完了検査と確定通知

実績報告として提出された書類に問題がなければ、受付を行います。

その後、完了検査を実施のうえ、確定通知の手続きに進みます。完了検査の日程が決まりましたら事前にご連絡をお願いいたします。提出いただいた書類に不備がなければ実績報告時にご希望の日程をお伝えいただいても構いません。

【完了検査】

別紙6別表に示すチェックリストに基づき検査を行います。各マスから浄化槽まで正しく生活排水が流れ込むことを確認するため、申請者に立ち会っていただき、お風呂場やトイレなどから水を流してもらいながら確認を行います。また、申請者に対して、浄化槽の維持管理についての説明も行います。

※完了検査時に交付申請時とは配管図が異なるケースが見受けられます。変更が生じた場合は速やかに差し替え図面を提出してください。

【確定通知】

実績報告の内容と完了検査の結果が適正な場合、確定通知書（第5号様式）を申請者宛てに郵送します。

8 浄化槽の維持管理

浄化槽は適正な維持管理を継続して行わないと機能が低下し、水質汚濁や悪臭の原因となります。また、浄化槽管理者は、浄化槽法により法定検査・保守点検・清掃の3つを定期的を実施することが義務付けられています。

浄化槽の維持管理については、完了検査の際に申請者に対して説明をさせていただきます。詳細については完了検査時にお渡しするパンフレットを参照してください。

【保守点検】

- ・浄化槽法第10条によって定められており、浄化槽の色々な装置が正しく動いているか点検し、装置や機械の調整、修理、スカム[※]や汚泥の状況を確認し、清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。
- ・点検頻度は4ヶ月に1回以上で、年3～4回が一般的となっています。
- ・保守点検業者は、千葉県知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

※スカム

浄化槽に流れ込んだ汚水が浄化される過程で水表面に出来るスポンジ質の厚い膜状の浮きかすのこと。

【清掃】

- ・浄化槽法第10条によって定められており、浄化槽内に溜まったスカムや汚泥を引き抜き、付属装置や機械類を洗浄、掃除を行います。
- ・清掃頻度は1年に1回以上となっています。
- ・清掃にあたっては、保守点検業者と相談し、八千代市長の許可を受けた清掃業者に委託してください。

【法定検査】

- ・浄化槽法第7条によって定められた検査（以下「7条検査」）と浄化槽法第11条によって定められた検査（以下「11条検査」）の2種類があります。
- ・いずれも管理者が指定検査機関に申し込みをしてください。八千代市は（公益社団法人）千葉県浄化槽検査センターが指定検査機関となっています。
- ・7条検査については使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に一度だけ実施される設置後の検査、11条検査については2年目以降に毎年1回実施される定期検査となっており、いずれも浄化槽が適正に維持管理され、浄化槽が正しく機能しているかを公的に検査するものです。

※公共用水域の水質汚濁防止のためにご協力をお願いいたします。

9 記入例

◇ 9-1 様式

第1号様式

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

第2号様式

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付決定（却下）通知書

第3号様式

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

第4号様式

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

第5号様式

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

第6号様式

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

※次ページ以降に各様式の記入例を示します。

第1号様式（第7条第1項）

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

提出書類に不備がないことを確認してから受付となりますので、空欄のままお持ちください。

年 月 日

住所 〇〇1-2-3
 申請者 電話 〇47-〇〇〇-〇〇〇〇
 氏名 八千代 太郎

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助事業の目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため		
高度処理型浄化槽の型式	N10型・N20型・P型・NP型・BOD型		
補助事業の内容	転換 <u>・既存単独処理浄化槽</u> ・既存くみ取便所		
設置場所	八千代市〇〇1-2-3		
交付申請額	1,154,000円	本体費	674,000円
		転換費	撤去費 180,000円
		配管費	300,000円
経費予定額	1,394,000円	本体費	879,000円
		転換費	撤去費 185,000円
		配管費	330,000円
住宅等所有者	① 本人 2 共有（人） 3 その他		
着工予定年月日	年 月 日		
完了予定年月日	年 月 日		
添付書類	1 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し 2 工事見積書の写し 3 高度処理型浄化槽の構造図、敷地内の建物の配置図 工事請負契約書の工事の期間と同じになるよう記載してください。 4 高度処理型浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票） 5 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証 6 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所の処分計画を示す書類 9 その他市長が必要と認める書類		

補助対象地域か事前にご確認ください。

要綱第6条の表を参照してください。

所有者が申請者本人以外の場合は、委任状（共有名義）や承諾書（借家など）が必要となります。これらに該当する場合は、事前にご相談ください。

第2号様式（第9条）

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付決定（~~却下~~）通知書

八千代市環指令第〇号

令和〇年△月△日

市から申請者宛てに郵送いたします。

八千代太郎様

八千代市長

市長
之印

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった高度処理型浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

① 補助金を交付する。

交付決定額 1,154,000円

交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

~~② 申請を却下する。~~

理由

第3号様式（第10条）

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金
事業変更（~~中止・廃止~~）承認申請書

令和〇年〇月〇日

（宛先） 八千代市長

住所 〇〇1-2-3

申請者 電話 〇47-〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 八千代 太郎

令和〇年△月△日付け八千代市環指令第〇号で補助金の交付の決定を受けた高度処理型浄化槽設置整備事業について、下記のとおり事業を変更（~~中止・廃止~~）したいので、承認を申請します。

記

1 変更内容

設置する浄化槽の変更

△△浄化槽：〇〇〇型

↓

□□浄化槽：〇〇〇型

交付決定通知書の右上に記載されている日付と指令番号を記入してください。

変更内容とその理由をわかりやすく記載してください。

2 理由

設置上の都合のため。

第4号様式（第11条第1項）

提出書類に不備がないことを確認してから受付となりますので、空欄のままお持ちください。

整備事業補助金実績報告書

年 月 日

交付決定通知書の右上に記載されている日付と指令番号を記入してください。

住所 〇〇1-2-3
報告者 電話 〇47-〇〇〇-〇〇〇〇
氏名 八千代 太郎

年 月 日付け八千代市環指令第 号により補助金の交付決定の通知があった八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業が完了したので、次のとおり報告します。

事業の着手年月日	年 月 日			
事業の完了年月日	年 月 日			
補助金の交付決定額	円	本体費		円
		転換費	撤去費	円
			配管費	円
補助事業の経費精算額	円	本体費		円
		転換費	撤去費	円
			配管費	円
	<p>1 浄化槽法第7条第1項に規定する水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面</p> <p>実際に工事に着工した年月日と完了した年月日を記入してください。より行う場合にあつてなお、完了年月日は施工結果報告書の日付と一致すること。</p> <p>点検、清掃、定期水質検査の実施手続等を代行することを約定した契約書の写し</p> <p>見積書から変更がなければ交付申請書に記入した金額と同じになります。</p>			
添付書類	<p>面及び定期水質検査の受検を契約したことを証する書面</p> <p>4 工事費請求書又は領収書の写し</p> <p>5 施工状況の写真</p> <p>6 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所の処分状況の写真</p> <p>7 転居及び転入を伴う場合にあつては、住民票の写し</p> <p>8 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所を撤去する場合にあつては、適正に処分したことの分かる産業廃棄物管理票の写し</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p>			

第5号様式（第12条）

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

市から申請者宛てに郵送いたします。

八千代市環指令第□号

令和○年△月△日

八千代太郎様

八千代市長

市長
之印

令和○年○月○日付けで実績報告のあった高度処理型浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 1,154,000円

第6号様式（第13条）

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

提出時に記入は不要です。

住所 〇〇1-2-3

請求者 電話 047-〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 八千代 太郎

印

年 月 日付け八千代市 指令第 号により補助金の額

の確定の通知を受けた八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金の
交付を下記のとおり請求します。

確定通知後、3週間～1か月程度でお振込みします。
口座のご確認をお願いいたします。

記

1 交付確定額 1,154,000円

2 交付請求額 1,154,000円

3 振込先

申請者本人の口座をご記入ください。

金融機関	〇〇 銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 △△ 支店 支所
口座種別	① 普通 2 当座 3 その他 ()	
口座番号	1234567	
(フリガナ) 口座名義	ヤチヨ タロウ 八千代 太郎	

◇9-2 別紙

別紙1

高度処理型浄化槽設置整備工事見積書

別紙2

既存単独処理浄化槽の処分計画

別紙3

既存くみ取便所の処分計画

別紙4

工事請負契約書

別紙5

高度処理型浄化槽設置整備工事請求書

別紙6（別表あり）

浄化槽施工結果報告書（別表：チェックリスト）

別紙7

誓約書

※次ページ以降に各別紙の記入例を示します。

高度処理型浄化槽設置整備工事見積書

年 月 日

設置者住所	OO1-2-3		工事業者所在地	八千代市△△4-5-6		
設置場所	八千代市OO1-2-3		工事業者名	株式会社 △△△△ 印		
設置者氏名	八千代 太郎 様					
名 称			数 量	単 価	小計金額	合計金額
① 高度処理型浄化槽	型 式	□□-5 型	1 基			
	人 槽	5人槽				
② 土工事			1 式			
水盛り方			m ²	/m ²		
根切り			機 械		m ³	/m ³
			人 力		m ³	/m ³
残土処分			m ³	/m ³		
③ 基礎工事			1 式			
型枠工事			(材工共)	m ²	/m ²	
別紙1は任意の様式となりますので、必ずしもこの様式で作成する必要はありませんが、各工事の内訳がわかるように作成してください。						
捨てコンクリート工事			(材工共)	m ²	/m ²	
④ 据付工事			1 式			
据付工事			(人 工)	人工		
埋戻し工事			機 械		m ³	/m ³
			人 力		m ³	/m ³
型枠工事			(材工共)	m ³	/m ²	
鉄筋工事			材料費		t	/t
			工 費		t	/t
コンクリート工事			(スラブ)(材工共)	m ²	/m ³	
水替工事(バルポイント工事共)						
山留め工事						
⑤ 交付申請書の経費予定額「撤去費」に該当。						
はつり工事			1 式			
電気工事			1 式			
試運転調整費			1 式			
本 体 費			① ~ ⑤ の 合 計			
⑥ 撤 去 費 (単独処理浄化槽 又はくみ取便所工事)			清掃費及び消毒費			
			解体工事費			
			廃棄物処理費			
⑦ 配 管 費			配管工事			
⑧ その他			耐荷重工事			
⑨ 諸 経 費						
⑩ 消費税及び地方消費税			(①~⑨の計) × %			
見 積 総 額			①~⑩の 合 計			

既存単独処理浄化槽の処分計画

1 申請者	住 所	〇〇1-2-3
	氏 名	八千代 太郎
2 既存単独処理 浄化槽の概要	製造業者	株式会社 〇〇〇〇
	型 式	〇〇〇-5型
	人 槽	5人槽
	処理方式	(1) 腐敗方式 (2) 全ばっ気方式 (3) 分離ばっ気方式 (4) その他 ()
	設置場所 略 図	
3 処分計画	理由	(1) 全撤去 (2) 一部残撤去
		(3) 埋め殺し (4) その他 ()
備 考		できるだけ「全撤去」してください。「一部撤去」となる場合にはその理由も明記してください。

既存くみ取便所の処分計画

1 申請者	住所	〇〇1-2-3
	氏名	八千代 太郎
2 既存くみ取便所設置場所略図		
3 処分計画	<p>(1) 全撤去</p> <p>(2) 一部撤去</p> <p>理由</p> <p>[〇〇〇のため。]</p> <p>(3) 埋め殺し</p> <p>(4) その他 ()</p>	
備考	<p>できるだけ「全撤去」してください。「一部撤去」となる場合にはその理由も明記してください。</p>	

工事請負契約書

第 1 条 発注者 八千代 太郎 (以下「甲」という。) 及び浄化槽工事業者 (株)△△△△ (以下「乙」という。) は、八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第 2 条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工 事 の 場 所 八千代市〇〇1-2-3

工 事 の 期 間 20××年〇月〇日 ~ 20××年△月△日

見積書の「見積総額」

設置する浄化槽	処理性能	
製造業者	BOD	<u>20 mg / ℓ 以下</u>
型 式	総窒素濃度	<u>20 mg / ℓ 以下</u>
人 槽	総りん濃度	<u>mg / ℓ 以下</u>

工事の請負代金及び支払方法

金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

支払方法 ①現金 2その他 (

第 3 条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金の支払いを完了する。

見積書の「⑩消費税及び地方消費税」

第 4 条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第 29 条第 3 項に従い浄化槽設備士 □□ □□ に実地で監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地で監督しなければならない。

第 5 条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第 6 条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面により承諾を得た場合は、この限りではない。

第 7 条 乙は、浄化槽法第 4 条第 3 項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第 8 条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第 9 条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第 10 条 工事目的物の引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により

生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責を負う。

ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、八千代市が定める八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱及び同補助金交付実施要領に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修理を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は、補修に代わる損害賠償の請求をすることができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合は、することができない。

第14条 瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

20××年×月×日

甲 発注者 住所 ○○1-2-3
氏名 八千代 太郎

印

乙 浄化槽工事業者 所在地 八千代市△△4-5-6
名称 株式会社 △△△△

印

(浄化槽工事登録番号：(登-○○)第○○○号)
又は届出番号：)

高度処理型浄化槽設置整備工事請求書

年 月 日

設置者住所	OO1-2-3	工事業者所在地	八千代市△△4-5-6		
設置場所	八千代市OO1-2-3	工事業者名	株式会社 △△△△ 印		
設置者氏名	八千代 太郎 様				
名 称		数 量	単 価	小計金額	合計金額
① 高度処理型浄化槽	型 式	1 基			
	人 槽				
② 土工事		1 式			
	水盛り方	m ²	/m ²		
	根切り	機 械	m ³	/m ³	
		人 力	m ³	/m ³	
	残土処分	m ³	/m ³		
③ 基礎工事		1 式			
	型枠工事	(材工共)	m ²	/m ²	
別紙5は任意の様式となりますので、必ずしもこの様式で作成する必要はありませんが、各工事の内訳がわかるように作成してください。					
	捨てコンクリート工事	(材工共)	m ³	/m ³	
④ 据付工事		1 式			
	据付工事	(人 工)	人工		
	埋戻し工事	機 械	m ³	/m ³	
		人 力	m ³	/m ³	
	型枠工事	(材工共)	m ³	/m ²	
	鉄筋工事	材料費	t	/t	
		工 費	t	/t	
	コンクリート工事	(スラブ)(材工共)	m ²	/m ³	
	水替工事(ケルボイン)				
	山留め工事				
実績報告書の補助事業の経費精算額「本体費」に該当。					
⑤ 実績報告書の補助事業の経費精算額「撤去費」に該当。					
	はつり工事	1 式			
	電気工事	1 式			
	試運転調整費	1 式			
本 体 費		① ~ ⑤ の 合 計			
⑥ 撤 去 費 (単独処理浄化槽 又はくみ取便所工事)		清掃費及び消毒費			
		解体工事費			
		廃棄物処理費			
⑦ 配 管 費		配管工事			
⑧ その他		実績報告書の補助事業の経費精算額「配管費」に該当。			
⑨ 諸 経 費					
⑩ 消費税及び地方消費税		(①~⑨の計) × %			
請 求 総 額		①~⑩の 合 計			

※次ページの別表とセットで提出してください。

浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名 〇〇1-2-3 八千代 太郎
設置場所 八千代市〇〇1-2-3
施設の名称 八千代 太郎様邸
建築物の用途 専用住宅 処理対象人員（人槽） 5人（ 5人）
全浄協登録番号 第〇〇〇〇〇〇〇号
浄化槽製造業者名 (株) 〇〇〇

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

令和〇年 〇月 〇日

実績報告書の完了年月日と一致していること。

浄化槽工事業者所在地・名称・登録番号

千葉県八千代市△△4-5-6
株式会社 △△△△

登録・届 知事（届一〇〇）第〇〇〇〇号

担当浄化槽設備士氏名 交付番号

□□ □□

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

<別表>チェックリスト

検 査 項 目	チ ェ ッ ク の ポ イ ン ト	欄
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	○
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	○
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	○
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	○
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	○
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	○
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	○
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか。	○
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	○
	コンクリートスラブが打たれているか。	○
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	○
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	○
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	○
	しっかり固定されているか。	○
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	○
	しっかり固定されているか。	○
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	○
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	○
	しっかり固定されているか。	○
	薬剤筒は傾いていないか。	○
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	/
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14. ブローアの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	○
	固定が十分行われているか。	○
	アースはなされているか。	/
	漏電のおそれはないか。	
保守点検契約 <input checked="" type="radio"/> 有 保守点検業者名 株式会社 △△△△ 登録番号 (登〇)〇×〇第△△号 無 放流先 <input checked="" type="radio"/> 有 側溝 無 蒸発散		保守点検契約の有無・業者名・登録番号・放流先の有無・放流先を記載してください。

誓 約 書

年 月 日

(宛 先) 八千代市長

住所 〇〇1-2-3
申請者 電話 047-〇〇〇-〇〇〇
氏名 八千代 太郎 印

浄化槽の設置にあたり、浄化槽法第10条を遵守することを誓約します。

浄化槽法第10条抜粋

(浄化槽管理者の義務)

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

10 実績報告書に添付する浄化槽工事写真の撮影例

1. 高度処理型浄化槽設置工事

- (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真（着工前）

設置場所が写るように。設備士は正面を向き、標識を掲げる。

※設備士が監督していることの証明なので、工事の工程でも設備士が写真に写るように。



- (2) 掘削，基礎工事の状況を示す写真

・掘削状況



・栗石のつき固め

100mm 以上

深さがわかるように撮影する。



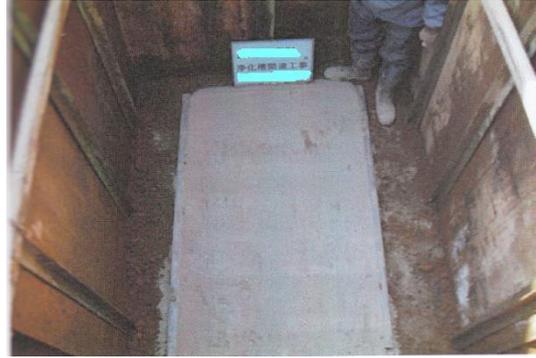
・碎石転圧

ランマー等で転圧作業を行っているところを写す。



・捨てコンクリートの状況

厚さ 50mm 以上



・配筋の状況

D10 以上—200@シングル

ピッチが分かるスケールとともに写す。



・基礎底版コンクリート打設

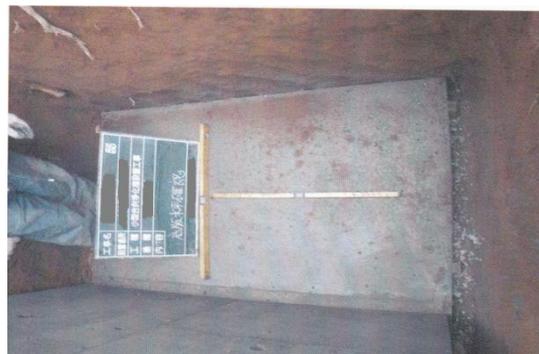
厚さ 100mm 以上

厚みがわかるように写す。



・基礎底版コンクリート水平確認

水平になっていることがわかるように写す。



- ・擁壁の配筋状況（必要な場合）

土圧がかかる場合擁壁が必要。
スケールとともに写す。



- ・擁壁コンクリート打設（必要な場合）

スケールとともに写す。



- ・支柱工事の写真（必要な場合）

浄化槽上部を駐車場等とする場合支柱が必要。
基礎コンクリートの配筋と支柱の配筋が結束されていることがわかるように。



(3) 据付工事の状況（浄化槽本体搬入状況含む）を示す写真

- ・浄化槽本体の写真

メーカー・型式・人槽が申請どおりのものかわかるように。



- ・埋め戻し作業（水張り，水平確認）

水平確認をしながら行っていることがわかるように。



- ・埋め戻し作業（水締め）



(4) 上部スラブ工事の写真

- ・上部スラブ配筋の状況

しっかり配筋がされているか写す。



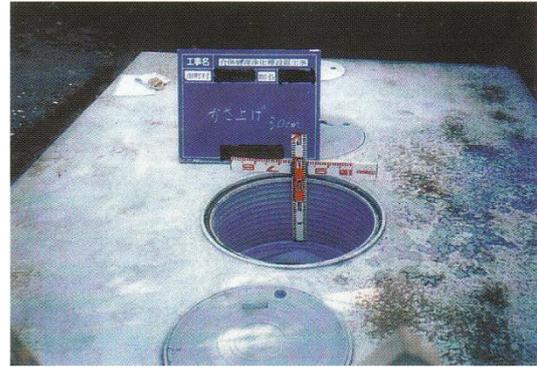
- ・上部スラブコンクリート打設

コンクリートが養生され，厚さがわかるように写す。



(5)かき上げ状況を示す写真

30cm 以下であることがわかるように。

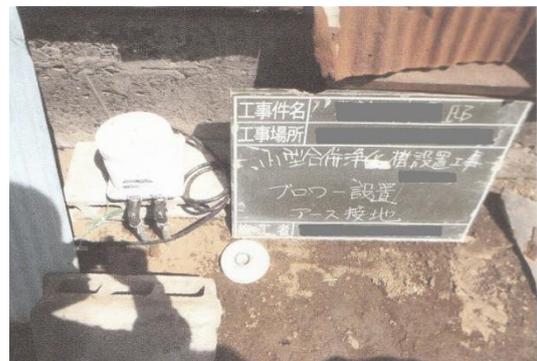


(6)放流ポンプ槽の写真 (必要な場合)



(7)ブローア設置状況を示す写真

ブローア，屋外用コンセント，アースが写る
ように。



(8)配管工事及び升の状況を示す写真

- ・配管工事の状況

しっかり配管がされているか写す。



・インバート升設置状況の全景写真

起点・屈曲点・合流点にインバート升が
設置されているか。



・起点升・屈曲升

升の内部がわかること。



・合流升

升の内部がわかること。



・トラップ升

二重トラップは禁止（屋内配管にトラップが
ある場合はトラップ升を設置してはならない。）

升の内部がわかること。



(9) 工事完了の写真



2. 既存単独処理浄化槽の処分状況を示す写真

(1) 工事着工前の写真



(2) 汚泥くみ取作業の写真



(3) 消毒作業の写真



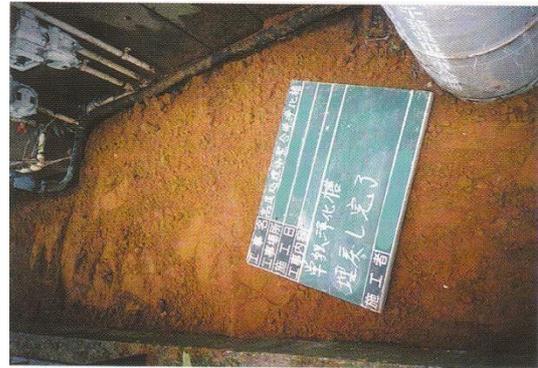
(4) 解体又は掘上作業の写真



(5)埋め戻し作業の写真



(6)工事完了の写真



(7)全撤去又は一部撤去した場合にあっては、
撤去した既存単独処理浄化槽を車両に積載
したことがわかる写真



3. 既存くみ取便所の処分状況を示す写真

(1) 工事着工前の写真



(2) 汚泥くみ取作業の写真



(3) 消毒作業の写真



(4) 解体又は掘上作業の写真



(5)埋め戻し作業の写真



(6)工事完了の写真



(7)全撤去又は一部撤去した場合にあっては、
撤去した既存くみ取便所を車両に積載
したことがわかる写真



